

# 第1章 報酬・費用弁償

## ○ 美幌・津別広域事務組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例

〔昭和46年12月1日〕  
〔条例第3号〕

改正 昭和47年2月23日条例第16号 昭和48年2月9日条例第3号 昭和48年12月22日条例第7号  
昭和49年5月13日条例第2号 昭和50年2月4日条例第1号 昭和50年3月4日条例第4号  
昭和51年12月28日条例第5号 昭和53年1月27日条例第1号 昭和53年3月3日条例第2号  
昭和55年3月1日条例第1号 昭和58年6月17日条例第5号 平成3年3月7日条例第16号  
平成7年3月1日条例第1号 平成8年12月30日条例第1号 平成14年3月12日条例第1号  
平成15年5月20日条例第3号 平成18年6月5日条例第2号 平成20年12月24日条例第2号  
平成22年3月5日条例第3号

〈美  
津  
二  
三  
〉

(目的)

第1条 この条例は、美幌・津別消防事務組合議会の議長、副議長及び議員（以下「議員」という。）の議員報酬及び費用弁償の額並びに支給方法を定めることを目的とする。

(議員報酬)

第2条 議員報酬は、次のとおりとする。

議長	日額	9,000円
副議長	〃	8,100円
議員	〃	7,700円

2 議員報酬は、議長及び副議長は選挙された日から、議員はその職についた日から、それぞれの勤務日数に応じ支給する。

3 議員が、任期満了、辞職、失職、除名等によりその職を離れたときは、その職を離れた日までそれぞれの日数に応じて議員報酬を支給する。

(議員報酬の支給方法)

第3条 前条に定めるもののほか、議員報酬の支給方法については、美幌町議会議員の議員報酬に関する規定を準用して支給する。

(費用弁償)

第4条 議員が公務のため区域外に旅行したときは、その旅行について費用を弁償する。

- 2 前項の規定により支給する費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とし、その額並びに支給方法については、美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 44 年美幌町条例第 12 号）の規定を準用する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 46 年 10 月 11 日から適用する。

#### 附 則（昭和 47 年条例第 16 号）

この条例は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則（昭和 48 年条例第 3 号）

この条例は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則（昭和 48 年条例第 7 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 48 年 11 月 1 日から適用する。

#### 附 則（昭和 49 年条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 49 年 4 月 1 日から適用する。

#### 附 則（昭和 50 年条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 49 年 12 月 1 日から適用する。

#### 附 則（昭和 50 年条例第 4 号）

この条例は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則（昭和 51 年条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 51 年 10 月 1 日から適用する。

#### 附 則（昭和 53 年条例第 1 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 52 年 10 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の美幌・津別消防事務組合議会議員の報酬及び費用弁償に基づいて、昭和 52 年 10 月 1 日からこの条例施行に日の前日までの間に支払われた費用弁償は改正後の美幌・津別消防事務組合議会議員の費用弁償に関する条例の規定による費用弁償の内払いとみなす。

#### 附 則（昭和 53 年条例第 2 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 52 年 6 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の美幌・津別消防事務組合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて、昭和 52 年 6 月 1 日からこの条例施行の日の前日までの間に支払われた報酬は、改正後の美幌・津別消防事務組合議会議員の報

酬及び費用弁償に関する条例の規定による費用弁償の内払いとみなす。

**附 則**（昭和 55 年条例第 1 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 54 年 10 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の美幌・津別消防事務組合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて、昭和 54 年 10 月 1 日からこの条例施行の日の前日までの間に支払われた報酬は、改正後の美幌・津別消防事務組合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定による費用弁償の内払いとみなす。

**附 則**（昭和 58 年条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 58 年 4 月 1 日から適用する。

**附 則**（平成 3 年条例第 16 号）

この条例は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 7 年条例第 1 号）

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 8 年条例第 1 号）

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 14 年条例第 1 号）

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 15 年条例第 3 号）

この条例は、平成 15 年 5 月 20 日から施行する。

**附 則**（平成 18 年条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成 20 年条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成 22 年条例第 3 号）

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。